

<「預金保険施行規則」及び「預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令」関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	<p>本改正案は、郵便貯金銀行に対して、預金保険制度加盟金融機関に課される名寄せに必要なシステムや預金者データの整備に係る規定の適用を、制度加盟時から2年間猶予し、その間、同行独自の既存システム等の継続利用を許容するものであるが、銀行法上の銀行として預金保険制度に加入することが確定した2005年10月の郵政民営化法成立から起算すれば、合計約4年の準備期間を与えるものとなる。</p> <p>円滑な民営化を実現するためのシステム対応等が最優先の課題であることは理解できるが、預金保険法上の義務を含む利用者保護のための体制整備は、それに比する重要事項として可能な限り速やかに取り組むべき課題である。</p> <p>民営化後2年間という猶予期間は、こうした観点から検討したうえで、郵便貯金銀行が専一に最大限努力した場合の真に必要な経過措置期間であるという理解でよい。</p>	<p>民営化後の郵便貯金銀行は預金保険に加入することが義務付けられており、他の民間金融機関と同様、万が一金融機関が破綻した場合、預金保険で保護される預金額算定に必要な名寄せに係るシステムや預金者データ等の整備が不可欠となります。</p> <p>金融庁としては、民営化の円滑な実施の観点から、預金保険機構の求める規格による名寄せに必要なシステム等の整備を平成21年9月30日までにを行うことを郵便貯金銀行に義務付けるとともに、それまでの間、システム整備に必要な最低限の期間を考慮し、郵便貯金銀行独自の名寄せシステムを活用して名寄せ・付保預金の払い出し等を行うことを認めることとしたものです。</p>
2	全般	<p>民間金融機関においては、多大な経営資源を投入して、名寄せに係る預金者データを整備し、精度の向上に努めているため、郵便貯金銀行においても、本来、民営化時に、他の民間金融機関と同様の名寄せシステムを整備すべきと考える。</p> <p>仮に、それが難しく、民営化後2年間、同行独自の既存システムの使用が認められるとすると、この間の郵便貯金銀行は、他の民間金融機関とは異なる態勢で業務運営されることとなる。</p> <p>したがって、経過措置期間中の新規業務の取扱いについては、公平な競争条件の確保、内部管理態勢の整備等の観点から、十分慎重に議論されることが必要と考える。</p>	<p>郵便貯金銀行が民営化移行期間中に新規業務を行う場合には、郵政民営化法上、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任。以下同じ。）及び総務大臣に対する認可申請が必要とされております。</p> <p>郵便貯金銀行から認可申請を受けた場合において、内閣総理大臣及び総務大臣は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「他の金融機関等との競争関係に影響を及ぼす事情及び郵便貯金銀行の経営状況を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるとき」に認可すること</li> <li>・「郵便貯金銀行から認可申請があったときは、郵政民営化委員会の意見を聴かねばならない」こと</li> </ul>

			が郵政民営化法に定められているところです。 金融庁としては、民営化後に認可申請があった場合は、このような郵政民営化法の枠組みに沿って、適切に判断してまいりたいと考えております。
3	全般	金融庁および預金保険機構においては、経過措置期間における郵便貯金銀行の既存システムの運用状況および名寄せに係る預金者データの整備等の進捗状況について、定期的に検査を行う等により検証を行うとの理解でよいか。	郵便貯金銀行については、銀行法上の「銀行」として、他の民間金融機関と同様、金融庁の監督下に入ることとなりますので、金融庁としては、検査・監督を通じて、郵便貯金銀行の既存システムの運用状況および名寄せに係る預金者データの整備等の進捗状況について、注視してまいりたいと考えております。

< 新保険業法施行規則第 51 条関係 >

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第 5 号	貸金業者等その他の金融業者についても保険会社の A T M との相互利用が認められるように措置すべき。	原案に加えて、更に相互利用が可能な範囲を拡大することについては、現状における各関係者の A T M の保有状況やそれぞれの利用者の共通度合い等を勘案して、利用者利便の向上が期待されるかどうかにより判断することが適切と考えます。 原案は、現状の実態を踏まえた上で措置したものです。今後、更に利用者利便の向上が期待できる状況になった際には、見直しを検討することとします。
2	第 5 号	保険業法施行規則第 51 条第 5 号が新設され、保険会社は、銀行等の A T M による預金等の業務に係る金銭の受入れ等の事務代行が可能となるが、外国銀行の日本支店における A T M の事務代行は可能か。原案で可能でないとすれば、国内銀行と外国銀行で特段 A T M に差はないため、外国銀行の日本支店における A T M の事務代行も可能となるよう変更すべきである。	保険業法 275 条 1 項 1 号で規定する「銀行等」には外国銀行支店も含まれるため、今回の内閣府令等の改正により、生命保険会社と外国銀行の日本支店との間において A T M の相互利用が可能となります。